## 鹿屋体育大学キャリア形成支援センター長等選考規則

「令和 3年 5月26日」 規 則 第 4 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学キャリア形成支援センター長(以下「センター長」という。) 等の選考及び任期等の基準を定めるものとする。

(選考機関)

第2条 センター長の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

(選考の時期)

- 第3条 センター長の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。
  - (1) センター長の任期が満了するとき。
  - (2) センター長が辞任を申し出たとき。
  - (3) センター長が欠員となったとき。
- 2 センター長の選考は、前項第1号に該当するときは、任期満了の1月以前に、同項第2号 又は第3号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき速やかに行う ものとする。

(センター長の資格)

第4条 センター長は、本学の教授又は准教授とする。

(任期)

- 第5条 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となったときの後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第6条 鹿屋体育大学キャリア形成支援センター規則(以下「キャリア形成支援センター規則」 という。)第3条第6項により副センター長を置く場合において、副センター長は、センター 長の職務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 2 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期の末日はセンター 長の任期の末日以前とする。
- 3 副センター長は、キャリア形成支援センター規則第3条第2項の職員の中から、センター 長の推薦に基づき学長が任命する。

(細則)

第7条 この規則の実施に必要な事項は、学長が定める。

## 附則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。